○鏡野町水道事業給水条例施行規則

平成１７年３月１日

規則第１３６号

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　給水装置の工事及び費用（第２条―第１３条）
第３章　給水（第１４条―第２１条）
第４章　料金及び手数料等（第２２条―第２９条）
第５章　管理（第３０条―第３２条）
第６章　貯水槽水道（第３３条・第３４条）
第７章　補則（第３５条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、鏡野町水道事業給水条例（平成１７年鏡野町条例第２３３号。以下「条例」という。）に基づき、その施行に関し必要な事項を定め、もって給水の保持と工事の適正な施工を確保することを目的とする。

第２章　給水装置の工事及び費用

（給水装置の構成及び附属器具）

第２条　給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水用機器をもって構成するものとする。

２　給水装置は、メーターボックスその他附属用具を備えなければならない。

（給水装置新設等の申込み）

第３条　条例第５条に規定する給水装置の新設、改造、修繕の申込みは、給水装置工事申込書（様式第１号）の提出をもって行う。

（給水装置の使用材料）

第４条　町長は、条例第７条第２項に定める設計審査又は工事検査において、指定給水装置工事事業者に対し、当該審査若しくは検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法施行令（昭和３２年政令第３３６号。以下「政令」という。）第６条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

２　町長は、前項の規定により町長が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することがある。

（利害関係人の同意等）

第５条　条例第７条第３項の規定により町長が申込者から利害関係人の同意等の提出を求めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（１）　他人の給水装置から分岐しようとするときは、給水装置所有者の分岐の同意を得るものとする。

（２）　他人の所有地を通過し、又は他人の所有する土地又は家屋に給水装置を設置しようとするときは、土地又は家屋所有者の土地家屋使用の承諾を得るものとする。

（３）　前２号の規定による書類を提出できないときは、給水装置工事申込者の誓約書（様式第２号）の提出を行うものとする。

（給水管及び給水用具の指定）

第６条　条例第８条の規定に基づく構造の指定は、次の基準により行う。この場合において、町長は、指定した内容について一般の閲覧に供する。

（１）　配水管への取水口位置は、他の給水装置の取水口から３０センチメートル以上離れていること。

（２）　配水管への取水口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。

（３）　配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

（４）　水圧、土圧、その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は濡れるおそれがないものであること。

（５）　凍結、破損、浸食等を防止するための適当な措置が講じられていること。

（６）　当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

（７）　水槽、プール、流し、その他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

２　条例第８条の規定に基づく材料の指定は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

（１）　産業標準化法（昭和２４年法律第１８５号）第３０条第１項の規定により主務大臣が指定した品目であって、同項により鉱工業製品又はその包装容器若しくは

送り状に同法第２０条第１項に規定する日本産業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの

（２）　製品が政令第６条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの

（３）　製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第６条に定める構造、材質基準への適合性を証明したもの

３　前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により町長がやむを得ないと認めた場合は、前２項の規定により町長が指定した材料以外の材料を使用することができる。

４　町長は、指定した材料について、地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めるときは、当該材料の使用を制限することがある。

５　給水管の口径に比し、著しく多量の水を一時に使用する箇所、高層建築物、事業所等の構造物、建築物及び構内に多様な給水装置を著しく設置する箇所、その他必要があると認めた箇所には、受水槽を設置しなければならない。この場合の給水装置及び水質の保全等による責任の分岐点は、受水タンクの入水口の逆止弁とする。

（工事費の算出方法）

第７条　条例第９条第３項の規定による工事費の算出は、国、県の承認した歩掛、単価を使用し算出する。ただし、これにより難いものは、見積書を徴収の上決定する。

（給水管の口径）

第８条　給水管の口径は、その使途別所要水量及び同時使用率を考慮して適当な大きさに決めなければならない。

（給水管埋設の深さ）

第９条　給水管の埋設する深さは、公道においては、随時道路管理者と協議する。宅地内においては、３０センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。ただし、技術上その他やむを得ない場合は、この限りでない。

（給水管の引込距離）

第１０条　配水管から分岐して、メーター取付箇所までの給水管の引込標準距離は、次のとおりとする。

給水管の口径	引込距離	給水管の口径	引込距離

φ１３m／m	３０メートル	φ３０m／m	１７０メートル
φ２０m／m	６０メートル	φ４０m／m	２００メートル
φ２５m／m	９０メートル	φ５０m／m	３００メートル

（給水管の分岐数）

第１１条　給水管から数戸に分岐する場合は、分岐数の標準限度は、次のとおりとし、定めのないものについては、町長が別に定めるものとする。

給水管の口径	分岐管φ１３m／mの数	給水管の口径	分岐管φ１３m／mの数
φ１３m／m	1	φ３０m／m	１１
φ２０m／m	3	φ４０m／m	１７
φ２５m／m	7	φ５０m／m	３４

（危険防止の措置）

第１２条　給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

２　水洗便器に給水する給水装置にあっては、その給水装置又は水洗便器に真空破損装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。

３　給水管は、町の水道以外の水管、その他水が汚染させるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結してはならない。

（給水管防護の措置）

第１３条　開きょを横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法をとるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

２　電食又は衝撃のおそれのある箇所に配水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

３　凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出、いんぺいにかかわらず防寒処置を施さなければならない。

４　酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

第３章　給水

（給水の申込み）

第１４条　条例第１４条に規定する給水の申込みは、上下水道使用異動届（様式第３号）の提出をもって行う。ただし、電子情報処理組織を使用して申請する場合は、水道・下水道使用異動電子申請書（様式第３―１号）によるものとする。

（給水装置の所有者の代理人）

第１５条　条例第１５条の規定による給水装置の所有者の代理人は、代理人（変更）届（様式第４号）により行う。

（管理人の選定）

第１６条　条例第１６条の規定による管理人は、管理人選定（変更）届（様式第５号）により行う。

（メーターの設置位置）

第１７条　条例第１７条第２項の規定によるメーターを設置する位置は、次の各号に定める基準に基づき設置する。

（１）　原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内

（２）　原則として配水管又は給水管からの分岐に最も近い位置

（３）　点検及び取替作業を容易に行うことができる位置

（４）　衛生的で損傷のおそれがない位置

（５）　水平に設けることができる位置

（メーターの設置基準）

第１８条　給水装置にメーターを設置する基準は、１建築物に１個とする。ただし、町長が給水及び建築物の構造上特に必要があると認めた場合は、１建築物について２個以上のメーターを設置することができる。

２　同一使用者が同一敷地内に設置する２以上の建物で水道を使用するときは、当該２以上の建物を１建築物とみなす。

（メーターの損害賠償）

第１９条　水道使用者等は、自己の保管に係るメーターを亡失又はき損したときは、メーター亡失（損傷）届（様式第６号）の提出をもって行う。

２　町長は、条例第１８条第３項の規定によりメーターを弁償させようとするときは、残存価格を考慮して弁償額を定めるものとする。

（水道の使用開始、中止、変更等の届出の様式）

第２０条　条例第１９条第１項の各号の規定による届出は、次の各号に定めるところに

よる。

（１）　給水装置の使用を開始、廃止又は中止しようとするときは、上下水道使用異動届（様式第３号）の提出を行うものとする。ただし、電子情報処理組織を使用して申請する場合は、水道・下水道使用異動電子申請書（様式第３―１号又は様式第３―２号）によるものとする。

（２）　メーターの口径又は用途を変更しようとするときは、給水装置口径（用途）変更届（様式第７号）の提出を行うものとする。

（３）　消防演習に消火栓を使用するときは、消火栓演習使用届（様式第８号）の提出を行うものとする。

（４）　臨時用に使用するときは、給水装置工事申込書（様式第１号）の提出を行うものとする。

２　条例第１９条第２項第２号及び第３号の規定による届出は、次の各号に定めるところによる。

（１）　給水装置の所有者に変更があったときは、給水装置所有者変更届（様式第９号）の提出を行うものとする。

（２）　消火栓を消火に使用したときは、消防用水使用届（様式第１０号）の提出を行うものとする。

（給水装置及び水質検査の請求）

第２１条　条例第２２条第１項の規定による請求は、給水装置・水質検査請求書（様式第１１号）の提出をもって行う。

第４章　料金及び手数料等

（料金等の納入期限）

第２２条　水道料金（以下「料金」という。）にあっては納入通知書を発したその月の末日とし、当該納入期限の日が鏡野町の休日を定める条例（平成１７年鏡野町条例第２号）に規定する休日に当たるときは、その翌日を納入期限とする。ただし、当該翌日が休日の場合はさらにその翌日とし、以降も同様とする。その他の納入金は、別に定めのない限り納入通知書を発した日から１０日以内とする。

（過誤による精算）

第２３条　料金を徴収後その料金算定に過誤があったときは、翌月以降の料金において精算することができる。

（使用水量及び用途の認定）

第２４条　条例第２６条の規定による使用水量及び用途の認定は、次の各号に定めるところによる。

（１）　メーターに異常があったときは、メーター取替後の使用水量を基礎として日割計算により、異常があったときの使用水量を認定する。

（２）　メーターが設置されていないときは、１世帯１月につき４人まで２０m^3とし、１人増すごとに５m^3を加算した水量とする。ただし、月の中途において給水装置の使用を開始し、廃止し、又は中止した場合、１５日を超えないときは、その２分の１の水量とする。

（３）　条例第２６条第３号及び第４号の規定による用途区分は、それぞれの用途に係る使用水量に対する料金の額が高額である用途区分とする。

（臨時使用の場合）

第２５条　条例第２８条により、一時的に使用する期間は９０日以内とする。ただし、町長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

２　条例第２８条により、一時的に水道を使用する者には、新規加入負担金及び先行投資負担金は徴収しないものとする。ただし、町長が必要と認めた場合は、この限りでない。

３　前項により、水道を使用する者は、条例第２４条別表第１の水道料金表で算出した額に２倍を乗じた額を納入しなければならない。

（工事負担金を伴う給水の申込み）

第２６条　条例第３３条第１項の規定による給水の申込みは、水道事業給水条例第３３条第１項の規定による給水申込書（様式第１２号）の提出を行うものとする。

（工事負担金の額の決定等）

第２７条　町長は、条例第３３条第１項の規定による給水の申込みを受け、水道事業の運営に支障がないと認めるときは、次条の規定により工事負担金の額を決定し給水受諾通知書（様式第１３号）により当該申込者に通知するものとする。

２　申込者は、前項の通知を受けたときは、町長の指定する日までに前項の工事負担金の全額を納入しなければならない。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、分納することができる。

３　申込者が第１項の工事負担金を町長の指定する日までに納入しないときは、当該申

込みを取り消したものとみなす。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

４　申込者が当該申込みを取り消したときの既納の工事負担金の還付については、取消しがなされたときまでに町長が配水管等の設置工事に要した費用を引いた金額とする。

（工事負担金の額の算定）

第２８条　条例第３３条第２項に規定する工事負担金の額は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。

（１）　工事に要する費用

ア　工事請負費

イ　路面復旧費

ウ　設計監督費

エ　諸経費

（２）　その他の費用

（料金、手数料等の軽減又は免除）

第２９条　町長が、条例第３４条により、料金、加入負担金、先行投資負担金、工事負担金、手数料その他の費用を軽減し、免除し、又は分納を受けることのできる施設は、次の各号に掲げる施設とする。

（１）　水道料金を軽減する施設は、次のとおりとする。ただし、基本料金のみを免除とし、基本水量を超えた場合は、水道料金を徴収するものとする。

ア　地区が管理する集会施設、公園及び公衆便所

イ　その他町長が必要と認めた施設

（２）　水道料金を免除する施設は、次のとおりとする。

ア　消防団が管理する防火水槽及び消防施設

イ　町が管理する下水道用マンホールを洗浄する水道施設

ウ　その他町長が必要と認めた施設

（３）　加入負担金、先行投資負担金、工事負担金及び手数料を軽減又は免除できる施設は、次のとおりとする。

ア　地区が管理する集会施設

イ　町が管理する下水道用マンホールを洗浄する水道施設

ウ　その他町長が必要と認めた施設

（４）　漏水による水道料金の減免については、鏡野町水道料金の漏水による減免に関する要綱（平成３０年鏡野町告示第６号）による。

（５）　町長が、前各号のほか軽減、免除、分納が適当と認めたときは、この限りでない。

２　条例第３４条により水道料金の軽減又は免除を受けようとする者は、水道料金減額申請書（様式第１４号）により町長に申請しなければならない。

３　条例第３４条により加入負担金、先行投資負担金、工事負担金及び手数料の軽減又は減免を受けようとする者は、水道事業納付金減免申請書（様式第１５号）により町長に申請しなければならない。

４　町長は、前２項の申請書の提出があった場合は、調査の上、軽減又は免除の処分を決定し、その結果を当該申請者に対し通知するものとする

第５章　管理

（措置命令）

第３０条　条例第３５条の規定による措置の指示は、給水装置の管理義務違反に関する指示書（様式第１６号）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

（給水の復活）

第３１条　給水装置の復活の際に水道料金等の滞納がある場合、その滞納金額を所有者又は使用者が納入しなければ給水装置を使用することができない。

（給水装置の所有権）

第３２条　配水管から分岐して、水道メーターまでに要する工事費及びそれに必要な経費は所有者の負担とし、所有権は費用を負担した所有者の権利とする。ただし、水道メーターは町が所有者に貸与するものであり、所有権は町のものとする。

２　給水装置所有者が９０日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がいないとき、その給水装置の所有権は町のものとする。

３　水道料金及び給水工事に要した経費を１３箇月以上滞納のある給水装置の所有権は町のものとする。

４　条例第１４条による給水申込者が既設の給水装置から分岐して給水する場合、給水装置所有者の承諾を得なければ使用することができないものとする。

第６章　貯水槽水道

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等）

第３３条　条例第４２条第２項の規定による届出は、小規模受水槽水道設置届（様式第１７号）によって行うものとする。

第３４条　条例第４２条第２項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

（１）　次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア　水槽の掃除を１年以内ごとに１回、定期に行うこと。

イ　水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ　給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成１５年厚生労働省令第１０１号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ　供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

（２）　前号の管理に関し、１年以内ごとに１回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、法第３４条の２第２項に規定する地方公共団体の機関、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者又は町長が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する検査を受けること。

第７章　補則

（その他）

第３５条　この規則に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成１７年３月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日の前日までに、合併前の鏡野町水道事業給水条例施行規程（平成１０年鏡野町規則第６号）、奥津町簡易水道条例施行規則（平成１０年奥津町規則

第１号）又は上齋原村簡易水道条例施行規則（平成１０年上齋原村規則第２号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成１８年３月１日規則第１７号）

この規則は、平成１８年３月１日から施行する。

附　則（平成１９年４月１日規則第２８号）

（施行期日）

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年１１月１９日規則第４３号）

この規則は、平成１９年１２月１日から施行する。

附　則（平成２０年９月９日規則第２２号）

（施行期日）

この規則は、平成２０年１０月１日から施行する。

附　則（平成２０年１１月２０日規則第２８号）

この規則は、平成２０年１２月１日から施行する。

附　則（平成３０年１月２４日規則第２号）

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（令和元年９月２７日規則第９号）

この規則は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則（令和２年２月２８日規則第４号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年２月２６日規則第８号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月２８日規則第５号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年１２月２４日規則第２０号）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

様式第１号
（第３条、第５条、第20条関係）

課長	参事	課長代理・課長補佐	設計審査	課　内　合　議	係

給 水 装 置 工 事 申 込 書

年　　月　　日

鏡野町水道事業管理者　殿

工事申込者
住　所
名　称
氏　名（ふりがな）　㊞
電話番号　（　　）　－

負担金（給水装置工事申請手数料）については、鏡野町水道事業給水条例を契約の内容とすることに合意し、同条例第５条の規定に基づき、次のとおり申請します。

工事種別	口径 φ　mm	□新設　□改造　□移転　□撤去　□その他

鏡野町指定給水装置工事事業者
（指定番号）第　　号
住　所
名　称
代表者　㊞
電話番号　（　　）　－

給水装置工事主任技術者
（免状交付番号）第　　号
氏　名　㊞
電話番号　（　　）　－

関係機関協議状況	申請者
	道路使用　第　　号　許可年月日　年　月　日　□町　□業者
	道路占用　第　　号　許可年月日　年　月　日　□町　□業者

給水装置の設置場所	鏡野町　　番地	□持家　□借家　□アパート　□その他

条例第15条代理人	住　所 氏　名　　電話番号（　　）　－

利害関係人の同意	□要　□不要	□分岐引用承諾	□土地使用承諾	□その他

給水方式	□直圧	□受水槽（　　㎥）	□高架水槽（　　㎥）	□建築階　　階

特記事項	注：※印は、記入しないで下さい。　□内は、該当箇所に✓印を付けて下さい。 裏面も必ずご記入下さい。

※水道料金徴収番号
※受付年月日
：　：
※経費納入年月日
：　：
精算年月日
：　：
請負年月日
：　：
着工年月日
：　：
完成年月日
：　：
メーター取付年月日
：　：
メーター番号
メーター有効期限
：
※完成検査年月日
：　：
※給水開始年月日
：　：
※備考（承認条件等）

委　任　状

私は、表記の鏡野町水道指定給水装置工事事業者、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を代理人と定め下記の権限を委任します。

1. 給水装置工事の施工手続きに関する件・
2. 給水装置工事の施工に関する件・
3. 給水装置工事の諸費用に関する納付及び還付に関する件・

委任者　住　所

氏　名　　㊞

誓　約　書

給水装置工事について、利害関係人その他の者から異議があるときは、給水装置工事申込者の責任において当事者間で一切解決します。

申込者　住　所

氏　名　　㊞

□　給水管分岐承諾者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞

□　土地、家屋所有者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞

□　そ　の　他　＿＿＿＿＿＿＿＿

経　費　内　訳　書

区　分	金　額	内消費税
※新規加入負担金		
※先行投資負担金		
※設計審査手数料		
※完了検査手数料		
※止水栓・ボックス		
※分水栓一式		
関係機関申請手数料		
工事負担金		
※受託工事金		
合　計	円	円

課長	参事	課長代理・課長補佐	設計審査	課　内　合　議	係

給 水 装 置 工 事 設 計 書

（受付）　　年　　月　　日

申 込 者

住 所

氏 名

工　種	□新 設　□改 造　□移 転　□撤 去
工事場所	鏡野町 番地

設 計 審 査 請 求

年　　月　　日

鏡野町水道事業管理者　殿

別紙給水装置工事申込書のとおり設計、施工を請負いましたので審査をお願いします。

指定給水装置工事事業者

名　称

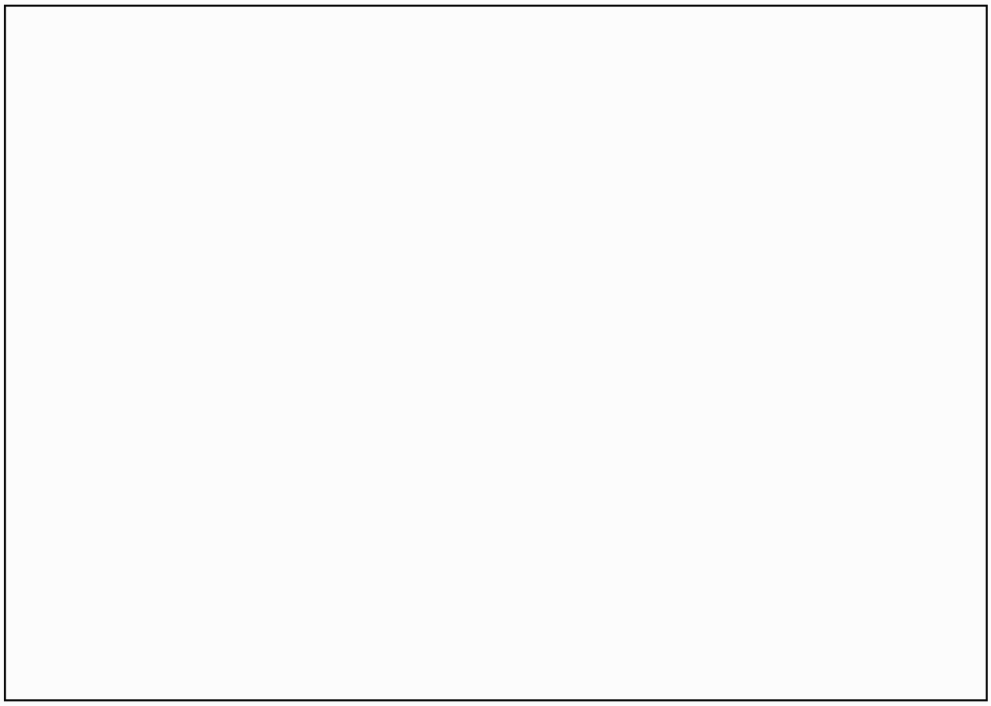
主任技術者

氏　名　　㊞

備考	

設 置 場 所 見 取 図

設　　計　　図



受付　年　月　日				公道工事（量水器まで）					
工事設計額						精算額			
品目	形状寸法	数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額
新規加入負担金									
先行投資負担金									
止水栓、ボックス									
分水栓一式									
受託工事金									
小計						小計			

屋内工事									
工事設計額						精算額			
品目	形状寸法	数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額
小計						小計			

完成届
鏡野町水道事業管理者　殿 給水装置工事が完成しましたので、工事検査をお願いします。 着　工　　　年　月　日 完　成　　　年　月　日 指定給水工事事業者

竣工検査		
検査年月日　　年　月　日		
検査員		
評	事業点数	
	設計書作成点数	
	施工技術点数	
	現場安全管理点数	
	検査員評価点数	
	採点合計	

様式第2号(第5条関係)

誓　　約　　書

年　　月　　日

鏡野町長　　様

給水装置工事申込者
住所　鏡野町　　番地
氏名　　㊞

給水装置工事の場所
鏡野町　　番地

上記の給水装置工事施工について第三者から異議があっても、町に対してご迷惑をおかけしないことを誓約いたします。

様式第3号（第14条、第20条関係）　　第　　号

上　下　水　道　使　用　異　動　届

年　　月　　日

鏡野町長　　様

水道については、鏡野町水道事業給水条例が契約の内容となります。	☐ 確認しました	
新使用者が旧使用者の水道料金等の支払義務を継承すること及び前回検針日の翌日以降の支払い義務を継承することについて同意します。	☐ 同意します	☐ 該当なし

届　出　者 （使　用　者）	〒　　－ 住　所 （アパート等名：　　号室） ふりがな 氏　名　　㊞		電話　　－　　－
使　用　場　所	☐ 同上　☐ 鏡野町		
区　　分	☐ 水道　☐ 下水道		
異　動　内　容	☐ 開始　☐ 休止　☐ 名義変更　☐ 廃止　☐ その他（　　）		
異動年月日	令和　　年　　月　　日		
支　払　方　法	☐ 口座振替　☐ クレジットカード　☐ 納付書		
下水道使用料 算定方法	☐ 一般家庭用 （世帯員数割　　人）	☐ 業務用 （使用水量）	☐ その穂 （　　）
名義変更　旧使用者	住　所 ☐ 届出者住所と同じ　☐ 使用場所住所と同じ ふりがな 氏　名　　㊞ ☐ 届出者と同じ		電話　　－　　－ ☐ 届出者電話番号と同じ
名義変更　新使用者	住　所 ☐ 届出者住所と同じ　☐ 使用場所住所と同じ ふりがな 氏　名　　㊞ ☐ 届出者と同じ		電話　　－　　－ ☐ 届出者電話番号と同じ
備　　考			

町記入欄

装置番号		メーター	口径(㎜)	☐13 ☐20 ☐その他（　　）
開閉栓日	月　　日　印		指　　針	㎥
用途別	☐一般　☐営業　☐臨時		検満月	年　　月

様式第３―１号(第１４条、第２０条関係)

水道・下水道使用異動電子申請書

水道・下水道を使用したい・名義を変えたい方

申請日　　年　　月　　日

鏡野町水道事業給水条例施行規則及び鏡野町下水道条例施行規則の規定により、下記のとおり申請いたします。

○使用する場所　　岡山県苫田郡鏡野町＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿番地

○使用者　　フリガナ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（注）名義変更の場合は新使用者　　氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電　　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○使用する種類　　□ 水道及び下水道　　□ 水道　　□ 下水道

○異動日　　＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

○使用人数　　＿＿＿＿人
（事業所の場合は「0」を入力してください。）

○以前の使用者　　フリガナ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（注）名義変更のみ　　氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【注意事項】
・土日・祝日については、水道の開栓が出来ません。水道をご使用になる場合は、１週間前までにお手続きをお願いいたします。
・水道・下水道の料金については、鏡野町ホームページをご確認ください。
・水道については、鏡野町水道事業給水条例が契約の内容となります。
・料金はお送りする納付書に記載の納付場所等で納入ください。
なお、口座振替、クレジットカード払いを希望される方は、別途お手続きが必要です。

様式第３―２号(第２０条関係)

水道・下水道使用異動電子申請書

水道・下水道の使用を休止・廃止したい方

申請日　　年　　月　　日

鏡野町水道事業給水条例施行規則及び鏡野町下水道条例施行規則の規定により、下記のとおり申請いたします。

○使用を休止・廃止する場所　岡山県苫田郡鏡野町＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿番地

○使用していた方の氏名　フリガナ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○転出先・連絡先　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電　　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○休止・廃止の別　□ 休止　□ 廃止

○使用を休止・廃止する種類　□ 水道及び下水道　□ 水道　□ 下水道

○休止・廃止したい日　＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

○最終料金支払い方法　□ 今までどおりの方法　□　納付書払い

様式第4号(第15条関係)

代　理　人　(変　更)　届

年　　月　　日

鏡野町長　　様

住所
給水装置所有者
氏名　　㊞

次のとおり代理人を選定(変更)しましたので届け出ます。

給水装置の設置場所	鏡野町　　番地
代理人の住所、氏名	㊞

様式第5号(第16条関係)

管　理　人　選　定　(変　更)　届

年　　月　　日

鏡野町長　　様

住所
給水装置所有者
氏名　　㊞

次のとおり管理人を選定(変更)しましたので届け出ます。

給水装置の設置場所	鏡野町　　番地
管理人の住所、氏名	㊞

様式第6号(第19条関係)

メ ー タ ー 亡 失 (損 傷) 届

年　　月　　日

鏡野町長　　様

給水装置使用者(給水装置所有者、給水装置管理人)
住所
氏名　　㊞

次の理由により保管使用中のメーターを亡失(損傷)しましたので、お届けいたします。なお、損料等については直ちに弁償いたします。

給 水 装 置 の 場 所	鏡野町　　番地
理　　由	
※メーターの種別	口径　　㎜、番号 有効期限　　年　　月　　取付け　　年　　月　　日

様式第7号(第20条関係)

給　水　装　置　口　径　(用　途)　変　更　届

年　　月　　日

鏡野町長　　様

給水装置使用者　住所
氏名　　㊞

次のとおり給水装置の口径(用途)を変更したいので届け出ます。

給水装置の場所	鏡野町　　番地	
給水装置の番号		
口径別(mm)	新	13・20・25・40・50・(　)
	旧	13・20・25・40・50・(　)
用途別	新	一般用・営業用・浴場営業用
	旧	一般用・営業用・浴場営業用
変更年月日	年　　月　　日	

様式第8号(第20条関係)

消　火　栓　演　習　使　用　届

年　　月　　日

鏡野町長　　様

消火栓使用者　住所
氏名　　㊞

次のとおり消火栓を演習に使用したいので届け出ます。

消火栓の設置場所	鏡野町
消　火　栓　の　種　別	地上式・地下式
演　習　使　用　日　時	月　　日　　時　　分から　　時　　分まで

(処理欄)　使用水量　　m^3
立会者：

様式第9号(第20条関係)

給　水　装　置　所　有　者　変　更　届

年　　月　　日

鏡野町長　　様

給水装置所有者　住所　　番地
氏名　　㊞

次のとおり給水装置の所有者を変更したのでお届けします。

給水装置の設置場所	鏡野町　　番地
給　水　装　置 旧所有者氏名	鏡野町　　番地 氏　名　　㊞
変　更　年　月　日	年　　月　　日

様式第10号(第20条関係)

消　防　用　水　使　用　届

年　　月　　日

鏡野町長　　様

住所
氏名　　㊞

消防用として次のとおり消火栓を使用したのでお届けします。

火災発生	日時　　年　　月　　日　　時　　分			
	場所　鏡野町　　番地			
使　用　し　た　消　火　栓				
場所	栓数	時　　間	水　量	摘　　要
		自・　　時　　分 至・　　時　　分　　分間	m^3	
		自・　　時　　分 至・　　時　　分　　分間		
		自・　　時　　分 至・　　時　　分　　分間		
計		時間　　分	m^3	

様式第11号(第21条関係)

給水装置
水質 検査請求書

年　月　日

鏡野町長　　様

住所　鏡野町　　番地

請求者

氏名　　㊞

次の理由により 給水装置
水　質 の検査を請求いたします。

1　給水装置の場所　　鏡野町　　番地

2　検査請求の理由(なるべく詳細に記入してください。)

㊟　給水装置、水質について該当する箇所を○で囲んでください。

様式第12号(第26条関係)

水道事業給水条例第33条第1項の規定による給水申込書

年　　月　　日

鏡野町長　　様

申込者　住所
(フリガナ)
氏名　　㊞

次のとおり鏡野町水道事業給水条例第33条第1項の規定(工事負担金)による給水を申し込みます。なお、工事負担金については、鏡野町水道事業給水条例を契約の内容とすることに合意します。

給水場所		鏡野町		
使用予定水量		1日　　m^3		
使用開始予定年月		年　　月		
給水方式				
建設計画内容	種別	建築戸数又は床面積	使用人数	備考
	一般住宅	(戸)　(m^2)	(人)	
	事務所、店舗			
	工場			
	その他の施設			

(注意)　関係図書を添付してください。

様式第13号(第27条関係)

給　水　受　諾　通　知　書

年　　月　　日

様

鏡野町長　　印

年　　月　　日あなたがされた鏡野町水道事業給水条例第33条第1項の規定による給水申込みについては、工事負担金　　円を　　年　　月　　日までに納入することを条件として、受諾します。

1　給水場所

2　給水予定水量　　1日　　m^3

特　記　事　項

様式第14号(第29条関係)

受付番号	

年　　月　　日

鏡野町長　　様

住　所　鏡野町　　番地
氏　名　　㊞
ＴＥＬ(　　―　　)

水　道　料　金　減　額　申　請　書

給水装置場所	
給水装置使用者	
給水装置番号	
給水装置所有者	

上記について、期間中給水装置の故障により、漏水したので、下記の修理証明書を添え料金の減額を申請します。

給　水　装　置　修　理　証　明　書

指定店発行No.

修理年月日	年　　月　　日
修理箇所	
修理所見	
修理完了時のメーター指示数	m^3
メーターの口径及び番号	m／m　　第　　号

上記の給水装置について、修理したことを証明します。

年　　月　　日

鏡野町上下水道課指定工事店

㊞

様式第15号(第29条関係)

水 道 事 業 納 付 金 減 免 申 請 書

年　　月　　日

鏡野町長　　様

住所
氏名　　㊞

鏡野町水道事業給水条例第34条の規定により、水道事業納付金について軽減(免除)していただきたく下記のとおり申請します。

記

1　水道納付金の種類

2　軽減(免除)を受ける前の金額

3　軽減(免除)の申請額

4　申請の理由

(処理欄)

上記申請は、承認・却下されたので通知します。

年　　月　　日

鏡野町長　　印

様式第16号(第30条関係)

(表)

年　　月　　日

給水装置の管理義務違反に関する指示書

給水装置の使用者又は所有者氏名

様

鏡野町長　　印

鏡野町水道事業給水条例第35条の規定に基づき、次のとおり指示します。

1　給水装置の設置場所

2　措置指示事項

（裏）

鏡野町水道事業給水条例抜すい

（水道使用者等の管理上の責任）

第21条　水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに町長に届け出なければならない。

2　前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、町長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3　第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

（給水装置の検査等）

第35条　町長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水措置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

（給水の停止）

第37条　町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(2)　水道の使用者が、正当な理由がなくて、第25条の使用水量の計量若しくは第35条の検査を拒み、又は妨げたとき。

様式第17号(第33条関係)

小規模受水槽水道設置届

年　　月　　日

鏡野町長　　様

届出者　住所
氏名　　㊞

鏡野町水道事業給水条例施行規則第33条の規定により次のとおり届出します。

1　建物名称	
2　設置場所	
3　所有者住所・氏名・電話番号	
4　管理者住所・氏名・電話番号	
5　受水槽	
1)用途	
2)床面積	
3)構造	
4)有効容量(m^3)	m^3
5)メーター口径(mm)	mm
6)設置日	年　　月　　日
7)施工工事店	
6　備考	

様式第１号（第３条、第５条、第２０条関係）

様式第２号（第５条関係）

様式第３号（第１４条、第２０条関係）

様式第３―１号（第１４条、第２０条関係）

様式第３―２号（第２０条関係）

様式第４号（第１５条関係）

様式第５号（第１６条関係）

様式第６号（第１９条関係）

様式第７号（第２０条関係）

様式第８号（第２０条関係）

様式第９号（第２０条関係）

様式第１０号（第２０条関係）

様式第１１号（第２１条関係）

様式第１２号（第２６条関係）

様式第１３号（第２７条関係）

様式第１４号（第２９条関係）

様式第１５号（第２９条関係）

様式第１６号（第３０条関係）

様式第１７号（第３３条関係）